

# としま 区議会 だより

議会改革特集号

平成26年  
5月21日発行

豊島区議会  
広報編集委員会

- 議会改革検討会の資料・会議録は、議会図書室で閲覧できます。
- 検討結果報告は、区議会ホームページでも閲覧できます。

豊島区議会事務局 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1453 FAX:3981-3975  
http://www.city.toshima.lg.jp/kugikai E-mail:A0028903@city.toshima.lg.jp

## 議会改革進行中

～議会改革検討会の検討  
結果報告がまとまりました～

(平成26年1月)

特集号では、議会改革検討会の結果概要をお知らせします

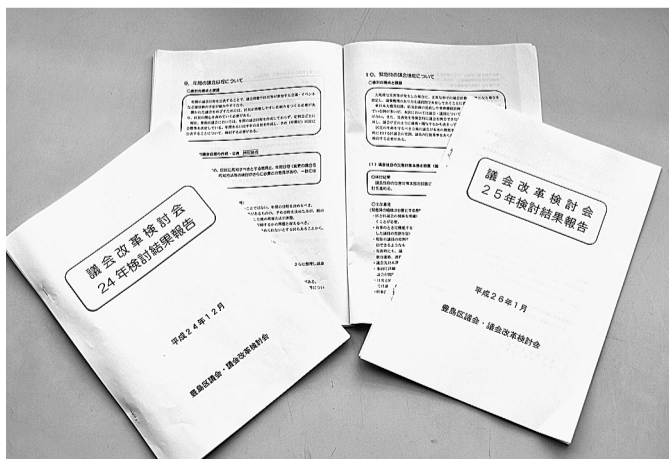
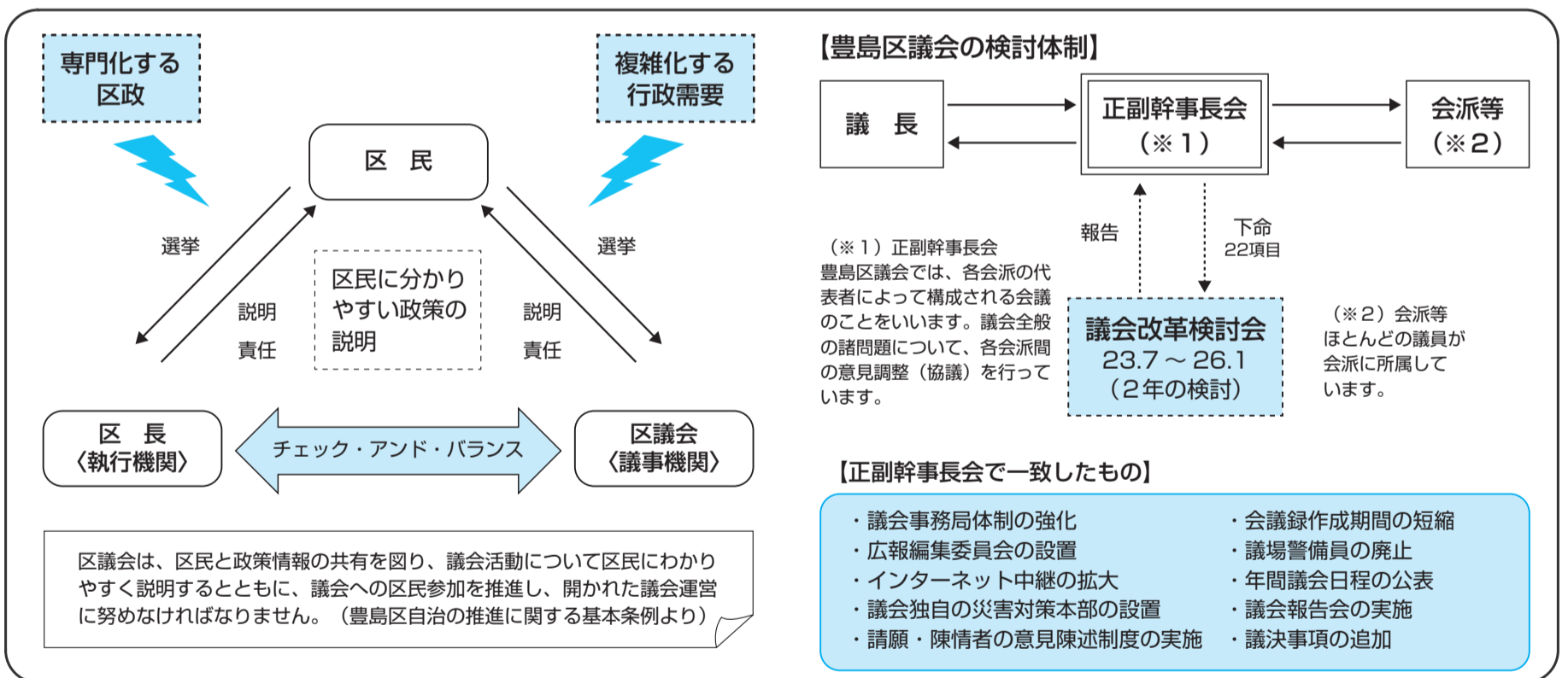
### 開かれた、区民にわかりやすい議会を目指して

議会は、区民の生活に直結する重要な事項を決定しています。  
豊島区議会は、区民に開かれた、より一層わかりやすい議会運営を実現するため議会改革検討会を立ち上げ（平成23年7月）、議会運営など議会全般にわたる改革（22項目）について27回の検討を行い、検討結果報告をまとめました（裏面）。  
議会改革の検討項目のうち、すでに6項目は実施済み、4項目は、実施に向け準備中。その他については、正副幹事長会（右下図参照）で協議中です。



議会改革検討会の様子

わかりやすく、開かれた議会の実現により、豊島区議会は、さらに説明責任を果たします!!



議会改革検討会 検討結果報告

#### ● 議事機関とは

区議会は、条例の制定、その他の自治体運営に係る基本的事項について、審議し、決定します。地方議会が議事機関と呼ばれるのは、区長、行政委員会等の執行機関に対するチェック機関として、政策論争を活発に行い、議決を通じて区民福祉の向上に取り組むことが期待されているからです。

#### ● 二元代表制とは

議会と自治体の長は、ともに直接選挙で選ばれる代表者であることから、二元代表制（大統領制）と呼んでいます。自治体の運営に不可欠な権限を議会（意思決定権限）と区長等（執行権限）に分け、両者間におけるチェック・アンド・バランスにより、区政を運営していくことになります。両者の意思が一致しないこともありますが、地方自治法では最後に有権者である区民が判断する構造となっています。

議会改革についてご意見をお寄せください

はがきや便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名を記入し、郵送、FAX、またはEメールで区議会事務局へ。※個別に直接回答はいたしません、今後の参考といたします。

# ～豊島区議会 議会改革の取り組み 22項目～

【議会改革の検討結果】（記号の見方）

◎実施済のもの

○実施の方向で一致しているもの

△意見がわかれているもの

※色のついている項目は、正副幹事長会において結論が出ている事項です。

| 検討項目               | 論 点   | 検討結果 | 検討結果と現在の協議状況<br>(○付きの数字は、分かれている意見を示しています。)   |
|--------------------|---|------|--|
| 1 議会事務局の職員体制       | ・政策立案支援の体制強化  | ◎    | 政策調査部門の強化。〔24年4月～実施済。〕   |
| 2 会議録              | ・会議録発行の迅速化  | ◎    | 会議録完成、ホームページへのアップ期間の短縮。<br>(会議終了後、約1か月でアップ)〔24年4月～実施済。〕  |
| 3 議会広報紙            | ・区議会だよりの全戸配布<br>・編集委員会の設置   | ○    | 〈全戸配布〉実施効果を考慮しつつ、正副幹事長会で配布時期・回数を協議のうえ実施予定。<br>〈編集委員会〉広報編集委員会を設置(25年3月)。わかりやすい議会だよりに向けた紙面の編集を開始。〔25年3月～実施済。〕  |
| 4 議会改革にかかる区民アンケート  | ・アンケートの実施   | △    | ①区民の意識調査を早期に実施し議会改革に役立てるべき ②具体的な取り扱いを決めてから実施すべき。正副幹事長会で協議中。  |
| 5 議場警備員            | ・議場警備員の廃止   | ◎    | 25年第3回定例会より廃止。〔25年9月～実施済。〕   |
| 6 費用弁償             | ・費用弁償廃止(見直し)  | △    | ①費用弁償を廃止すべき ②費用弁償を廃止し実費相当額とすべき<br>③過去の経緯を踏まえ見直しは慎重に行うべき。正副幹事長会で協議中。  |
| 7 予算・決算特別委員会       | ・会議のあり方<br>(全議員による審査の実施)  | △    | ①全議員による審査を行うべき(分科会方式による審査、全議員による全款審査) ②現状の方式を維持するべき。正副幹事長会で協議中。  |
| 8 一般質問             | ・質問方式<br>・持ち時間制<br>・会議時間・日程<br>※一括方式：質疑・答弁をそれぞれ一括して行う。<br>※一問一答式：質問者と答弁者間で質問、答弁の問答を続けること。 | △    | 〈質問方式〉①一括方式を維持すべき ②一問一答方式を導入すべき<br>③一括方式と一問一答式の併用。正副幹事長会で協議中。<br>〈持ち時間制〉①持ち時間制を廃止すべき ②持ち時間制の変更は不要。正副幹事長会で協議中。<br>〈会議時間・日程〉①開議時間の拡大(10時開会で2日間)②開議日数の拡大(13時開会で3日間)③現行の日程を維持(13時開会で2日間)。正副幹事長会で協議中。 |
| 9 インターネット中継        | ・中継の拡大<br>(常任委員会・議運・特別委員会)<br>・ライブ中継の実施   | ○    | 新庁舎移転後から常任委員会・議会運営委員会・特別委員会のインターネット録画配信に加えて、本会議と予算・決算特別委員会のライブ配信を開始予定。   |
| 10 議員個人の議決表明       | ・議員個人の議決表明の公表   | △    | ①議員個人の議決表明を公表すべき ②会派単位の公表(現行どおり)とする。正副幹事長会で協議中。  |
| 11 年間の議会日程         | ・年間の議会日程の作成・公表  | ◎    | ホームページに年間の議会日程を公表する。〔26年4月～実施済。〕   |
| 12 緊急時の議会機能        | ・議会独自の災害対策本部を設置<br>(議会・議員の役割等を規定)   | ◎    | 豊島区議会災害対策本部を新たに設置。災害が発生した際、区長と協力して、被害の拡散防止、災害の早期復旧に努める。<br>〔25年5月～実施済。〕  |
| 13 議会報告会           | ・議会報告会の実施   | ○    | 報告会の実施に向け、正副幹事長会において詳細を協議中。  |
| 14 議会基本条例          | ・議会基本条例の制定  | △    | ①条例制定すべき ②制定は不要(豊島区自治の推進に関する基本条例あり) ③制定は時期尚早。正副幹事長会で今後協議。  |
| 15 請願・陳情者の意見陳述制度   | ・請願・陳情者の意見陳述制度の実施   | ○    | 制度の詳細及び試行的運用について、正副幹事長会で協議中。   |
| 16 討議のあり方          | ・議員間討議の実施<br>・反問権の付与・行使<br>※反問権：議員の質問質疑に対し、区長等が主旨確認や争点を明確にするために質問すること。                    | △    | 〈議員間討議〉①一定のルールが必要 ②ルール化までは不要③理事者とのやりとりを基本とする。正副幹事長会で今後協議。<br>〈反問権〉①反問権は必要 ②反問権の制度化は慎重であるべき。正副幹事長会で今後協議。  |
| 17 議決事項            | ・議決事項の追加  | ○    | 「基本構想」及び「都市宣言」を議決事項として追加すべき。正副幹事長会で協議中。  |
| 18 傍聴制度            | ・傍聴手続きの簡素化<br>・傍聴規則の見直し<br>・議会情報の発信・収集<br>・正副幹事長会等の傍聴                                     | △    | 〈傍聴手続き〉大幅な簡素化がなされているため、現状どおり。<br>〈傍聴規則〉会議運営の秩序維持の観点から傍聴規則の見直しは、当面行わない。<br>〈議会情報の発信・収集〉広報編集委員会を活用する。<br>〈正副幹事長会等の傍聴〉議員の傍聴を可とする。なお、①区民の傍聴を認めるべき ②認められない。正副幹事長会で今後協議。                               |
| 19 土日・夜間議会         | ・土日・夜間の開会   | △    | ①試行的に土日に開会すべき ②案件の性質により柔軟に開会すべき。正副幹事長会で今後協議。   |
| 20 正副議長の報酬の見直し     | ・報酬の見直し   | △    | ①見直すべき ②見直す必要はない。正副幹事長会で今後協議。  |
| 21 議長車・タクシーチケットの廃止 | ・議長車等の廃止  | △    | ①代替手段(庁有車等)の活用により廃止すべき ②廃止すべきでない。正副幹事長会で今後協議。  |
| 22 議員の健康診査の廃止      | ・健康診査の廃止  | △    | ①引き続き公費で実施すべき ②各自の責任で実施すべき。正副幹事長会で今後協議。  |